

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ パソコンソフトの減価償却

Q : 当社では、経理のためにパソコンを19万8千円で購入し、合わせて送料1千円を支払いました。同時に売掛金管理用のソフトウェアを7万円で購入して使用しています。このパソコンとソフトウェアの代金は損金になるのでしょうか。

A : ソフトウェアについては全額が当期の損金になりますが、パソコンについては3年間で3分の1ずつ損金に算入されます。

【解説】

減価償却資産は、取得価額が10万円未満なら「少額減価償却資産」として全額が損金に算入でき、10万円以上20万円未満なら「一括償却資産」として3年間で均等償却します。なお、減価償却資産の取得に要した費用は取得価額に算入するものとされています。

ご質問のパソコンの場合、送料を加算した19万9千円が取得価額となり、20万円未満ですから「一括償却資産」として3年間で3分の1ずつ損金になります。

一方、ソフトウェアは、以前は繰延資産とされていましたが、平成12年4月1日以後に取得したものは無形減価償却資産とされています。ご質問のソフトウェアの場合、取得価額が10万円未満ですので、「少額減価償却資産」として損金算入できます。

ちなみに、あらかじめパソコンに組み込んだOS（基本ソフト）などでパソコン本体の価格と区別されていないものはパソコンの一部と考えられますが、別売りのソフトは別個の資産と考えてよいと思われます。

